

# 栗駒五湯復興の会規約

第1条(目的) この会は平成20年6月14日発生した「岩手・宮城内陸地震」により壊滅的な被害を受け休業している歴史と伝統ある栗駒山麓の五つの温泉の文化の向上と、栗原地域の観光と経済振興に貢献し、相互協力の基に民間の五湯が共に復興へ向け努力する事を目的とする。(資金の援助を国県市に陳情)

第2条(名称) 栗駒五湯復興の会とする。

第3条(役員) この会には次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 会計1名

第4条(役員の任期) 役員の任期は、2年とする。

第5条(会長) 会長は会を代表して運営する。

第6条(会員) 会員は栗駒五湯の各旅館の館主とする。但し目的に賛同し協力をしてくださる方を準会員とする。準会員は各温泉に精通している事を最低条件とする。

第7条(会費) この会の運営費は義援金と、毎年1回正会員は3,000円 準会員は1,000円を負担する。

第8条(運営) 毎月1回の正会員による会議を開催し、情報交換や、この会の重要事項を審議する。さらに年1回全大会を開催する。議事は出席者の過半数の同意を持って決定する。

第9条(規約の改正) この規約は会員の過半数の同意を持って改正することができる。

第10条(所在地) 事務局は「宮城県栗原市一迫真坂字堰の上45」に置く。

## 附則

会の役員はつぎのとおりとする

会長 湯浜温泉三浦旅館 三浦 治

副会長 新湯温泉くりこま荘 菅原次男

会計 駒の湯温泉元湯駒の湯 菅原昭夫

この規約は平成21年12月23日から適用する。